

Webメディアを運営するITベンチャーのポート株式会社が当市に進出。「月収20万円プロジェクト」の対象者だった主婦の方が採用されて、月給は17万円だそうです。だから、ほぼ目標達成ですね。

商店街に進出した全ての企業に共通しているのは、ただ「東京の2号店」としてオフィスを出すのではなく、地方だからこそできることに取り組んで新しい価値を生み出し、企業価値そのものをあげていこうという前向きなスピリット。そして、雇用改革や人材育成など地域課題にも取り組み、行政と力を合わせて日南に貢献したいという熱い想いです。

彼らをそこまで突き動かす秘密は「日南市の熱意」にありました。新しいIT集積地のトレンドとなり、全国のベンチャー企業から熱視線を浴びる日南市。その熱意に乗って油津にオフィスを出した3社にお話を伺いました。

なぜ、県庁所在地でもない日南市に企業が集まるのか。その秘密は、真摯に企業と向き合う崎田市長と行政の姿勢にあります。仕掛人は、日南市に民間から雇われたマーケティング専門官の田鹿倫基（たじかともき）さん。田鹿さんは、発信力のある企業と次々と手を組み、斬新なアイデアと施策で「日本一企業と協働しやすい日南」を作り上げてきました。そのスピード感と柔軟性は、「ベンチャー行政」と言われるほど。

自治体と企業が手を携えることで、双方にメリットを及ぼす未来を構想してきました。企業にとってはビジネスチャンスの提供を、自治体にとっては地域の問題解決の糸口を。企業と自治体がともに新しい価値を生み出していくという強い信念に共感した企業たちが、同じ想いでどんどん集結してきているのです。

日南にオフィスを出したポート株式会社の野村葉月さんや、株式会社キャリアイノベーションの増田典紀さんは、日南に進出を決めた理由と日南市のスピード感について「日南以外にも探していたのですが、日南は行政とのやりとりで全くストレスがなかった。場所を検討中に、社長が崎田市長に47都道府県の誘致制度を全てだして、日南市に無いものをお伝えしたら、すぐにその部分やITに必要な制度を整えてくれました。地域の抱える問題意識がはっきりしていたこと、小さな課題でも凄く真剣に向き合って一緒に解決してくれるズバ抜けたスピード感にすごく惹かれました。」

「日南市は何もかもが既存型の行政と違って、間合いがすごく近くてスピード感が全然違う。正直、最初は人口の少ない日南に出すことを迷っていた。でも、崎田市長が東京の本社を訪ねてきて、地方で起業することの課題を出してくれました。その課題を解決しないと我々は日南に行けないと言うと、半年後くらいに答えが返ってくると思ったら、2週間後に返ってきた。これにはさすがに驚いて、こういう真摯な姿勢の行政とならしっかり組んでいけるという確証が持てましたので決めました。」

このようにIT企業の誘致を決める市長のトップセールスは、当市でも参考にすべき。

### ③. テナントミックスサポートマネージャーの取組みについて

民間人である木藤亮太氏を公募（333人）で選出し、市長より高い報酬で4年間まちづくりを任せのが大きな特徴です。木藤氏は、初年度、商店街の実情把握と信頼関係を構築、2年目に（株）油津応援団を立ち上げた。（株）油津応援団は民間によって組織され、計画立案から資金の調達といった商店街を再生していく上で中心的な役割を担うことになる。3年目には若者が関わる土曜夜市や多世代交流モールオープン、更に出店者との交渉を行った。最



終 4 年目で体制を整えながら、当初 20 店舗であった店舗誘致目標を大きく超える、28 店舗（平成 29 年 3 月末）の成果を上げている。尚、28 店舗のうち情報サービス関連企業 9 社がオフィスとして進出。油津商店街再生の大きな要因は、前述の通り、木藤氏と彼を支える地元市民の努力が考えられるが、質疑応答の中で、油津商店街に居住者がいなかったためダイナミックな商店街再編が進んだとのことでした。

④。「飢肥のまち」視察について（案内：金丸 裕一 地域イノベーションリーダー、水上 梨々子さん）



(1)この地域の課題

日南市全体の観光客数については増加しているものの、その観光客の多くが訪れる鵜戸神宮やサンメッセ日南といった観光地は、日南市の周辺部に位置しており、そこから市内の他の観光地への引き込みが十分にできていないため、日南市を訪れる観光客の影響による地域経済の活性化については、まだまだ活かしきれていない。特に、市の中心部に位置し、鵜戸神宮に次ぐ主要観光地である飢肥については、平成24年度の飢肥地区観光入込客数が208,214人だったのに対して、30年度には204,982人と減少している。この主な要因として、自然や街並み・景観に対する評価は比較的高いものの、体験、アクティビティに対する評価が低く、滞在時間が短いことが観光客満足度の低下を招いているためだと考えた。

飢肥は、歴史的景観を活かした更なる観光客の誘致を図りやすく、市内の他の観光地への誘導がしやすいことなどから、飢肥を訪れる観光入込客数を増やすことで、日南市全体の観光産業の振興、ひいては地域経済の活性化を図ることができる地域だと…。ついでには、新たな起爆剤として、注目度が高く、集客力のあるイベントを実施することで、新規顧客を開拓するとともに、昨今のインバウンド需要等にも対応した体験プログラムの構築や、宿泊施設の整備などで滞在時間の延長を促し、まちの魅力を高めることによって、飢肥への観光入込客数を増加させることが急務となっている。

(2). 事業目標

人口減少、少子高齢化社会を迎えている現在において、日南市の観光入込客数を増加させ、観光を契機とした市内経済を活性化させるためには、「見せる観光」から「魅せる観光」への転換を図り、観光客の満足度向上による再訪意向を向上させることを目標にしています。

【数値目標】

事業の名称 K P I	飢肥のまち再興プロジェクト事業		基準年月
	観光入込客数	飢肥地区観光入込客数	
	1,934,369人	204,982人	2018年12月
2019年度	2,230,000人	236,000人	2020年3月
2020年度	2,284,000人	241,000人	2021年3月
2021年度	2,338,000人	246,000人	2022年3月



### (3). 支援措置によらない独自の事業取組み

飢肥商店会と民間事業者の連携体を事業主体として、商店会の活性化と新たな観光消費の創出を図る事業を展開。飢肥への観光客のほとんどが日帰り観光であることを鑑み、飢肥を訪れた観光客の長期滞在を促すため、古民家を改修した宿を整備するとともに、宿泊客等にまちを周遊してもらうため、商店会の店舗や商品の情報が載ったガイドカードの作成や商店会内の店舗で購入できる地域食材を活用した料理のレシピ本を作成することで、魅力ある飢肥のまちづくりを実践。

また、次年度以降についても、野外ライブイベントと連携して実施をする文化財を活用したアートや、食のイベントを引き続き実施することで、新たに獲得した観光客が、また訪れたいと思う魅力的な取組を継続することで、観光客の増加を図っていく。

これらの事業を円滑に推進するため、飢肥のまちづくりに携わる関係者で、共通の認識を持ちながら、コンセプトとして「皆が同じ方向を見て、プロジェクトの成果を確実に上げ、飢肥の財産をみがく」を掲げ、飢肥のまちが一丸となった連携体制を構築し、魅力あるまちづくりを展開。

以上のような取組により、飢肥を訪れた観光客の長期滞在を促すとともに、インバウンド観光客などの新たな観光需要の取組にも寄与。あわせて、観光客の満足度向上による再訪意向を向上させることで、観光客数の増加を図り、地域経済の活性化を目指していく。

### (4) 西都市景観計画の取組みについて

説明者：西都市議会 荒川 昭英 副議長 議会事務局 議事係 杉尾 博之 係長、  
商工観光課都市デザイン係 浜砂 勝 課長補佐、矢野 智己 係長、原田 恵 主査



#### 1. 古墳のまち・西都市の概要

西都市は宮崎県のほぼ中央に位置し、車で宮崎市街地から約 40 分、宮崎空港から約 50 分のところにあります。かつては古代日向の都として栄え、『古事記』『日本書紀』に登場する伝承地が市内に数多く残るとともに、日本最大の 311 基の古墳が集まる国の特別史跡「西都原（さいとばる）古墳群」や、天正遣欧少年使節の正史としてローマ法王に謁見した伊東マンショが誕生した国の史跡「都於郡（とのこおり）城跡」があるなど歴史ロマンあふれるまちです。西都原台地には、春は桜 2 千本・菜の花約 30 万本が、秋はコスモス約 300 万本が咲き誇り、年間約 100 万人の観光客が訪れる宮崎県でも有数の観光地です。また、野球やサッカーをはじめとした多くのプロ・アマチュアチームのスポーツキャンプ地としても知られています。温暖な気候と豊かな大地から生み出される農畜産



物は、全国でも高く評価されています。その代表的なものがピーマンやスイートコーン、ニラ、それに完熟マンゴーなどです。そのほか、東米良のゆずを原料とする加工品や良質な水と甘藷を原料につくられた焼酎もお土産品として人気があります。現在は「市民との協働型社会づくり」を理念に掲げ、「元気な日本のふるさと“西都”」づくりを目指して歩み続けています。

## 2. 西都市景観計画の取組み説明資料について（説明：勝 課長補佐より）

別紙資料イ・・・視察質問事項

- ロ・・・西都市景観形成基本方針
- ハ・・・西都市景観基本条例
- ニ・・・西都市景観基本条例施行条例
- ホ・・・西都市景観計画

## 3. 三重県の景観行政団体や景観計画策定団体について

国土交通省は、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を策定・公表し、「行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切る」と宣言しました。平成16年6月には、我が国で初めての景観についての総合的な法律である「景観法」が農林水産省・国土交通省・環境省により制定され、平成17年6月に全面施行されました。

三重県では、景観づくりのための施策を総合的・計画的に推進し、新たなまちづくり活動等を通じて潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため「三重県景観づくり条例」を平成19年10月20日に制定し、あわせて「三重県景観規則」や「三重県景観審議会規則」を制定しました。条例では、県と県民等の責務、県と市町の連携をはじめ、景観づくりの基本となる景観計画の策定や運用に必要な事項、景観審議会の設置等について規定しています。景観法の規定により、景観行政を担う主体として、都道府県、政令市、中核市が景観行政団体となりました。その他の市町は、三重県知事との協議によりなることができます。三重県内の景観行政団体は、伊賀市・四日市市・松阪市・伊勢市・鈴鹿市・桑名市・亀山市・志摩市・津市の9団体でこの9団体が、景観計画を策定していますが、名張市では、まだ手付かずの状況になっています。

## 4. 太陽光発電設備に関する対応状況

### ①. 西都市における太陽光発電設備の対応状況

西都市では、市内の景観計画区域内で太陽光発電設備における考え方を聞いた所、2015年3月に太陽光発電設備を設置する場合の届け出を事業者が義務付ける「景観基本条例の施行規則と景観計画の一部改正」を行った。また、特に、工作物において、新設、増築、移転、外観の変更などの行為の着手前の事前届出は、事前協議及び届出を義務づけた。

しかしながら、基準に適合するような景観誘導及び事業者が守らない時の罰則規定は、策定していないため、事業者が助言・指導・勧告を行い、基準に適合させるようお願いするしかない状態ですとの回答でした。



## ②. 他自治体での対応状況

### (1)太陽光発電設備の設置を把握し調整できる法的ルールが未確立

改正FIT法により、太陽光発電設備は他法令の遵守も考慮した事業計画を認定する制度になっており、適切な事業実施の促進が図られているところである。

一方、改正FIT法において認定状況が公表されることになっているものの、公開にタイムラグが発生しており、設置についてタイムリーな情報把握は困難な状況となっている。

また、立地規制について、関係法令においては規模要件等によって全ての太陽光発電設備の設置を確実にコントロールすることは難しく、独自に自主条例や要綱で取り組んでいる公共団体の事例はあるものの、これらは法に基づく規制ではないため実効性の点からも脆弱なものとなっている。

自治体の課題認識の大きい設置事業者と地域住民との話し合いについても、法的仕組みは用意されておらず、自主条例に基づく対応に委ねられている状況となっている。

### (2)景観法での限界とマンパワー・知識不足等による景観法諸制度の未活用

景観法の基本的枠組みは届出対象行為に対する景観面での調整であり、届出場所における建築等を前提としたものとなっている。このため、景観法では、直接的に立地制限を行うことは馴染みにくい等、景観法での対応には限界がある。

また、各自治体が景観法の諸制度（届出対象行為の指定等）を活用することにより地域の実情を踏まえた景観誘導を図ることができるが、活用にあたり、景観行政を担う担当者のマンパワー、ノウハウが不足している状況となっている。

### (3)広域的な景観形成に対する関係自治体の共有認識不足

隣接する自治体においても、行政界を跨ぐ山並みや田畑等の眺望景観については、それらがまちの中心部にあるか縁辺部にあるか等にもより、それぞれの自治体で関心度や重要度が異なるなど、広域的な景観形成の関係自治体の足並みが揃わない。このため、単独自治体に対応を図ったとしても、良好な広域景観形成につながらない恐れがある。関係自治体が広域景観として、何を重要と考え、どのように対応していくか等、認識を共有する場が不十分な状況となっている。

### (4)建設推進と景観誘導に関する自治体ごとの温度差

太陽光発電設備の設置等、自然エネルギーの活用推進は、一般に自治体にとって政策テーマの一つとなっているが、景観、環境、防災等とのバランスは地域の社会情勢（首長の意識や住民の声等）によるところが大きく、その結果、自治体の対応には温度差がある。また、太陽光発電設備については、行政内部の関係部署が多いため、庁内調整が難しい状況にもなっている。

### (5)土地所有者や事業者の立地や景観に対する認識不足

FIT法導入以降、太陽光発電設備による売電事業は、多様な事業者の参入を促進している。このため、事業者によっては、設置場所やその周辺環境（自然、景観、災害、住環境等）に対して十分な配慮が行われなまま事業化されるケースが見られた。

また、太陽光発電設備は、日射や送電線等の条件さえ揃えば、耕作放棄地や低未利用地等が適地となる場合があり、地主にとって土地活用のチャンスとなり、事業者にとって恵まれたビジネス環境にあります。



## 5. 太陽光発電設備の設置に対応する今後の対応方針案について提言

対応方針1：名張市景観計画の策定と景観基本条例の策定を早期に実現することが必要！

対応方針2：策定した景観計画と景観基本条例を基に、実効性のある方策を要検討！

### ①. 景観法の制度に基づく景観誘導の実効性の担保方策の検討

#### (1) 事前予防措置型である制度特性を踏まえた景観施策の推進

景観法に基づく景観誘導の実効性の確保について、景観行政担当者や住民が懐疑的であり、景観法の制度特性についての理解が進んでいないことによって生じています。この結果、景観法では太陽光発電設備の景観誘導が困難であるという認識や、景観ではなく環境や安全面で太陽光発電設備の立地等の誘導をすべきであるという認識を持っているケースがあります。もちろん、大規模に土地利用を改変する事業の実施においては、安全面や環境面での配慮も不可欠であるが、景観面での配慮も当然必要であります。

景観法に基づく景観誘導の仕組みは、事前にそれぞれの地域における良好な景観の形成に関する基準を定め、また、必要に応じてエリアごとに更に詳細な基準を定め、個別の案件が生じた段階で、事前に定めた基準に照らして協議を通じて調整を行うものとなっています。

このため、事前に基準を定めていなかったり、基準が抽象的なものになっていたり、誘導の対象が条例の届出協議の対象外になっている場合、事後的な協議で調整を実現することは難しい。景観でトラブルが発生している事例の多くは、事前に基準がないエリアにおいて、協議のみを通じて立地や景観のコントロールをしようとしているケースや、太陽光発電設備が届出協議の対象となっていないケースであった。

トラブルの回避のためには、まずは景観法の制度特性の把握が不可欠であり、法律の制定側の立場からも、この点についての再周知のための研修等が重要。

#### (2) 協議を重視した景観コントロールの方向性の検討

事前に基準を定めていない自治体が多い現状を鑑みると、なぜ、事前に景観の基準を定めることができていないのかという理由を明らかにし、それに対応する方策を検討することも必要である。景観形成基準に対して地権者の合意が得るのが困難である状況において、景観行政担当者の努力だけを期待するのは、当該部署のマンパワーや予算等の関係もあり現状では限界があります。

これを補完する方向性として、景観に関する基準が策定されるまでの間、協議に重点を置くような仕組みを位置づけることも検討すべきである。事業者と住民、事業者と行政との協議の時間を十分に取り、合意形成を確実にすることは、協議の質を高めるために景観シミュレーションの実施を事業者側に義務付けることなどが挙げられます。

更には、法定の協議期間の延長等についても、より機動的に活用が可能になる方向性を検討すべきです。

### ②. 活用されていない景観法に基づく諸制度の利活用

#### (1) 現状の運用実態の範囲に限定されない景観法の活用

2004年の景観法の制定から10年以上が経過した現在、景観法の活用の方向性が、現状の各自治体における運用の範囲に限定されている傾向が見られる。景観法制定当初は様々な制度活用方策が検討され、実際に景観法を活用する自治体も競って創意工夫を



図り、地域の実情に沿った景観計画や景観条例を策定するために情報収集をしたり、勉強会を開いたりする等の取り組みを実施していた。しかし、景観計画や景観条例を活用する自治体が増えるに従って、新規に景観法を活用しようとする自治体は、既に他自治体が制定している景観計画や景観条例を参照するようになり、当初、景観法が想定していた地域の実情にあわせた多様な展開や制度活用の工夫が見られないようになってきた。また、協議期間の延長などの前例がない制度の採用を躊躇しているという行政担当者もいた。

この結果、景観法のなかには、未だ十分に活用されていない制度も多く存在しています。未活用の制度を活用することにより、景観行政団体のニーズに対応し、景観誘導の実効性を更に高めることは可能であります。

以上を踏まえると、現時点で名張市は景観条例を制定していませんので、改めて景観法の制度活用可能性や創意工夫のあり方についての周知を図る必要があります。具体的には、各自治体が抱えている景観上の課題に景観法でどのように対応できるか、また、より望ましい景観形成のためにどのような制度の活用が可能かなど所管部署で調査研究していく必要があります。

## (5) 西都市「西都原古墳群」の現地視察

### 1. 西都原ガイダンスセンター「このはな館」・・・資料パンフ



このはな館の名称は、一般公募で選ばれたもので、この建物は、特別史跡西都原古墳群31基の前方後古墳があり、その前方後円墳を縦に割った形になっています。自然光を最大限に採りこむために建物前面は総ガラス張りとし、内装等には暖かさや癒しを出すように作られています。また、材料は宮崎県産の杉などが使用されており、この古墳群にマッチするように設計されています。

このはな館の周辺は、花の名所としても有名で、古墳を背景に、菜の花や桜、ミツバツツジ、あじさい、ヒマワリ、コスモスと、四季折々のさまざまな花を楽しめます。

中でも多くの観光客を惹きつけるのは、30万本の菜の花と2000本の桜が咲く春。毎年3月下旬から4月上旬の桜の見ごろにあわせて「花まつり」が開催され、期間中は3万人もの観光客が訪れるほか、夜桜も楽しめます。菜の花は

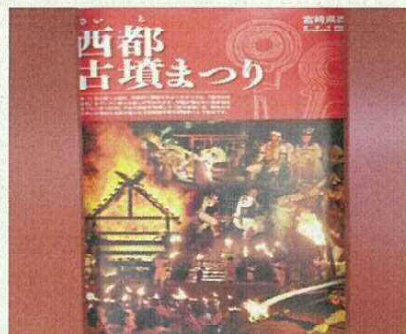




すべて 800 人に及ぶ市民ボランティアの手によって植栽されたもの。地元の人々に愛され、守られてきた花の景色です。

この時期は、コスモスが咲き乱れていますので楽しめます。

## 2. 日本一の規模を誇る「西都原古墳群」の視察・・・資料パンフ



西都原古墳群（さいとばるこふんぐん）は、日本有数の古墳群として知られる宮崎の特別史跡公園です。ここは、天孫降臨の神話が息づく地。花の名所としても有名で、四季の花に迎えられながら、古代の風を肌で感じることができます。西都原台地には、南北 4.2 キロ、東西 2.6 キロにわたって 300 基以上の古墳が点在しており、台地の上に立つと、さまざまな形の古墳を一望できます。このような楽しみ方ができる古墳群は全国でも珍しいという。古墳の規模も形も、それぞれに特徴があり、中には内部の様子が見学できる古墳もあります。

毎年 11 月の第 1 土・日曜に開催されている「西都古墳まつり」は、コノハナサクヤヒメが 3 人の皇子を出産するとき、産屋に火を放ったという伝説にちなんだ祭りです。最大の見どころは土曜の夜に、古代の衣装をまとった参加者によるたいまつ行列が行われ、約 1000 人以上の参加者が手にたいまつを掲げて都萬神社を出発し、記紀の道をたどります。およそ 1 キロにわたる炎の行列は、見る者を圧倒する光景だそうです。

祭りのメインでは、コノハナサクヤヒメが出産した出口のない産屋「無戸室」を再現して造った小屋に点火。燃え盛る無戸室を囲んで、コノハナサクヤヒメに扮した女性による「女人の舞」とニニギノミコトに扮した男性による「武人の舞」が繰り広げられます。

## 3. 名張市の美旗古墳群の概略について



名張市にある美旗古墳群は、小波田川右岸の台地上に、5 基の前方後円墳を中心に 7 つの古墳が残っている伊賀地方で最も大規模な古墳群で、国の史跡にも指定されています。

馬塚古墳は、その中でも最大の前方後円墳です。5 世紀後半の築造とのこと。全長 142m、前方部の高さ 14m・幅 98m という堂々たる大きさです。三重県内で最大の御墓山古墳（全長 188m、5 世紀前半、伊賀市）に次いで 2 番目の大きさです。



①. 『(仮称)名張市歴史文化基本構想』の策定

文化庁では、「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものです。

加えて、文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも推奨されています。

名張市においては、美旗古墳群、夏見廃寺(昌福寺)、東大寺松明調達などの文化財を生かした地域づくりに資するものとして策定するように提言します。

※文化庁では、地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定する際に参考となるよう、策定の基本的考え方や構想中に定める事項等を「歴史文化基本構想」策定技術指針(260KB)として取りまとめています。

『(仮称)名張市歴史文化基本構想』

<b>『名張市歴史文化基本構想』</b>	
表紙、はじめに、	目次
第1章	歴史文化基本構想策定に至る経緯・経過と目的
第2章	名張市の概要と課題
第3章	名張市の地域特性
第4章	まちづくりの経過と地域活動の現況
第5章	文化遺産の定義と調査の考え方
第6章	文化遺産の保存活用(管理)と体制
第7章	文化遺産のデータベース
第8章	関連文化財群の設定と保存管理(活用)
第9章	歴史文化保存活用区域の設定
第10章	歴史文化基本構想の周知及び見直し

②. 「文化財保存活用地域計画」の策定

名張市歴史文化基本構想に基づき、美旗古墳群などの文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランを策定して、具体的に取り組んでいく目標や具体的な内容を記載したものを。

最後に、このような名張市にある名張・美旗古墳群を本格的に日本全国にPRするために、ストーリーを作らなければなりません。そのためには、専任担当者を選定し、今回視察した「はなの館」のような観光施設として「道の駅」の導入も含めた歴史文化施設にしていきたい。このストーリーづくりには「名張市歴史文化基本構想」と「文化財保存活用地域計画」はセットでありますので、今後一般質問等で教育委員会に提案していきたい。

以上